

令和2年7月20日

各学生団体代表者 殿

学務部学生支援課

課外活動の一部再開について（通知）

新型コロナウイルスの影響により、本学の課外活動については、これまで長く活動を制限してきましたが、皆さんのご協力もあり、6月25日から個人での練習を再開しています。

福岡県では、7月10日からイベント等を開催する場合の更なる緩和措置として、大規模イベントやスポーツにおける一定数の観客動員を認めるなど、徐々に文化活動やスポーツなどを県民が日常的に楽しめるような政策が進められています。

さらに、各競技団体・連盟において活動再開に向けた感染症防止対策ガイドラインが示されている状況を踏まえ、学内外での団体練習、試合、展覧会等の活動について再開を希望する団体は、各団体の感染症防止対策を確認し、適切な指導を行うため、下記書類を下記担当宛てにご提出ください。

なお、経済活動が再開し、あらゆる活動が緩和される状況になってきていますが、コロナ禍は未だ収束していません。学内で感染が発生した場合には、大学の行動制限を再度強化することも考えられます。課外活動に当たっては、別紙「当面の課外活動に臨む上での厳守事項」を留意の上、引き続き、気を引き締めて臨むようお願いいたします。

記

申請書類

1. 活動計画書
2. 各競技団体・連盟等の感染症防止対策ガイドライン

担当 学務部学生支援課課外活動支援係 東・米田

TEL : 092-802-5966、5967

E-mail:gagakusei@jimu.kyusyu-u.ac.jp

当面の課外活動に臨む上での厳守事項

- 本学の学生のみでの活動としてください。
- 本学および関係団体・連盟等の感染症防止ガイドラインを遵守の上、活動してください。
- 日々の活動記録（日時、場所、活動者、体調等）を作成しておいてください。
- 活動前の 検温、活動前後の手指洗い・手指消毒、使用用具や手が届く箇所の消毒を徹底してください。
伊都キャンパスにおける検温器（非接触式電子温度計）貸出場所は下記のとおりです。

検温器貸出	総合体育館管理室、課外活動施設Ⅱ管理室
-------	---------------------

- 注1) 各自、活動前に体温を測定し、参加者名簿に記録してください。伊都キャンパス内課外施設を利用の際は、参加者名簿を検温器貸出場所に提出のうえ、活動を行ってください。
- 注2) 検温の結果、平熱を超える発熱が確認された場合、各施設の管理人に報告後、速やかに帰宅し、所属部局へ報告してください。

- 部室の利用は、活動に必要な物品保管のみの用途に制限します。原則、個人での利用としますので、利用時間を **15分まで**としてください。また、荷物等の取り出しをやむを得ず複数人で行う場合は、なるべく少数で速やかに行うようにしてください。
- 伊都キャンパス課外活動施設の 更衣室は、総合体育館、課外活動施設Ⅱの **2カ所**を開放しますが、同時に利用できる人数を制限します。なお、更衣室利用者は、各更衣室前に最大利用人数分のスリッパを準備していますので、必ず スリッパを履いて入室ください。（利用人数等の詳細は下表のとおりです。）

更衣室・シャワー室の利用人数				
	更衣室(男)	更衣室(女)	シャワー室(男)	シャワー室(女)
総合体育館	6名まで	4名まで	3名まで (脱衣所は1名のみ)	3名まで (脱衣所は1名のみ)
課外活動施設Ⅱ	3名まで	4名まで (洗面台前1名を含む)	3名まで (脱衣所は1名のみ)	3名まで (脱衣所は1名のみ)

- 関係団体・連盟等のガイドラインにおいて容認されている場合を除き、会話の際などマスクを着用するようにしてください。
- 大声での発声や近接距離での会話は控えてください。
- こま目な水分補給や日陰での休憩を心がけ、熱中症に注意ください。
(冷水機の使用は禁止しますので、各自スポーツドリンク等の飲料水を持参ください。)
- 他人とのタオル、コップ等の共用や飲料水の回し飲みは控えてください。
- 新型コロナウイルスの感染に不安を感じている者には、練習の強要はしないでください。
- 課外活動への参加リスクを踏まえ、講義出席や食堂利用など他の学生・教職員と接する機会には、マスク着用や手指衛生を特に徹底してください。
- 万が一、感染または感染の恐れが生じた場合には、直ちに所属部局及び団体代表者に連絡すること（別添参照）。この場合は、当該団体だけではなく、他団体の活動も一旦停止した上で、その後の対応を検討することになります。感染の拡大状況により再開が遅れることも考えられます。

学生支援課長	課長補佐	課外活動支援係	受付担当者

活動計画書

令和 年 月 日

学生支援課長 殿

学生団体名 _____

責任者氏名 _____

学部・学科等 _____

TEL (携帯) _____

顧問教員氏名 _____ 印

所属等 _____

TEL (携帯) _____

当団体は、新型コロナウイルス感染症予防のため、本学及び関係団体・連盟等の対策方針を遵守し、下記計画のとおり、課外活動に取り組みます。

活動にあたっては、顧問教員・大学の指示に従い、感染の状況の変化や国・県・市の要請、関係団体・連盟等の方針変更などを踏まえ、段階的な再開計画を策定し、適時・適正に見直します。

①活動計画（活動内容、活動日時、活動場所等。）

対外試合等の予定があれば、それも含めて記入してください。

②感染防止対策（活動許可の判断材料となるので、各競技団体・連盟等の感染防止対策ガイドラインに沿っていることが分かるように詳しく具体的に。別紙記載も可。なお、各競技団体・連盟等の感染防止対策ガイドラインも添付すること。感染者発生時の団体内の連絡体制についても記載すること。連絡網等があれば添付可）

対外試合等の予定があれば、大会要項（プログラム）、主催団体等が作成した感染防止対策を添付すること。

課外活動において新型コロナウイルスに感染した恐れがある者
又は感染者が発生した場合の対応について

令和2年3月2日

新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年7月20日

新型コロナウイルス危機対策本部改訂

本学における課外活動を通じた新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、本学サークル団体（非公認団体を含む。）に新型コロナウイルスに感染した恐れがある者又は感染者が発生した場合の対応は、次のとおりとする。

1. サークルに所属する学生が新型コロナウイルスに感染した恐れがある場合は、次の措置を行ってください。

(1) サークル学生は、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合、サークル代表者及び所属部局へその旨を報告するとともに、集団を形成するサークル活動への参加を休止する。

(留意事項)

①発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が見られたら、サークル代表者及び所属部局へその旨を報告し、以下を行ってください。

- ・自宅静養
 - ・外出の自粛
 - ・1日1回（朝）は必ず体温を測定（できる限り夜も含めて2回）し、体温以外の症状とあわせて、健康観察表（様式1）へ記録及び所属部局へ報告
- 【各部局事務部連絡先】

<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/notices/view/1546>

②症状が治まるまでの間、サークル活動は休止してください。

(2) サークル学生は、次のいずれかに該当する場合は、「帰国者・接触者相談センター」（以下「センター」という。）へ電話相談し、センターの指示に従ってください。この場合、サークル代表者及び所属部局へ相談内容を報告するとともに、その時点まで記録した健康観察表を所属部局へ提出し、症状等を報告してください。

- 1) 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 2) 重症化しやすい者（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患等）等の基礎疾患のある者、透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者、高齢者
- 3) 上記以外の場合で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合（4日以上続く場合は必ず相談する。また、症状には個人差があるので、強い症状と思う場合はすぐに相談する。解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様。）

(留意事項)

①帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。また、複数の医療機関を受診することは控えてください。

【福岡市 新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル（帰国者・接触者相談センター）】
電話番号：092-711-4126 受付時間：24時間対応

②医療機関を受診する際には、マスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

③帰国者・接触者相談センターへの相談内容をサークル代表者及び所属部局へ報告するとともに、その時点まで記録した健康観察表を所属部局へ提出し、症状等を報告してください。

【各部局事務部連絡先】

<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/notices/view/1546>

④大学公認のサークル学生に係る状況については、大学内で共有された情報により学務部学生支援課から当該サークル代表者及び顧問教員へ連絡します。

(3) サークル代表者は、(2)により症状があるとの報告を受けた場合、各部員に次の事項を周知してください。

1) 外出をできるだけ自粛するとともに、症状に応じて(1)、(2)の対応を行うこと。

2) 各自、感染予防対策の励行を徹底すること。

(留意事項)

①サークル代表者は、予め全サークル構成員への緊急連絡網を作成し、連絡責任者を決めておいてください。

(4) 発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状があり、サークル活動を休止していた学生は、センターへの電話相談よりも前に症状が緩和した場合、サークル代表者及び所属部局へその旨を報告したうえで、活動を再開することができる。

(留意事項)

①(1)によりサークル代表者及び所属部局に連絡していたサークル学生で、センターへの電話相談よりも前に症状が緩和した場合は、サークル代表者及び所属部局に報告してください。

②大学公認のサークル学生に係る状況については、大学内で共有された情報により学務部学生支援課からも当該サークル代表者及び顧問教員へ連絡します。

2. サークルに所属する学生が、新型コロナウイルスに感染したことが確認された場合、又は、新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者として特定された場合は、次の措置を行ってください。

(1) 新型コロナウイルス感染者（濃厚接触者を含む）が確認されたサークルは、集団を形成する活動を休止する。

(留意事項)

- ①サークル学生に感染者が確認された場合、サークル活動の参加者全員に感染している可能性があります。このため、サークル代表者は、感染拡大を防止する観点から、各部員及びサークル活動に参加する者（コーチ、他大学学生等）に対し、直ちに集団を形成する活動を休止することを連絡してください。
- ②大学公認のサークル代表者は、活動を休止する場合、学務部学生支援課へ連絡してください。
- ③感染者・濃厚接触者との接触があった学生については、外出をできるだけ自粛するとともに、症状に応じて1. (1)、(2) の対応をとってください。

(2) 新型コロナウイルス感染者（濃厚接触者を含む）が確認されたサークルは、感染者が最後に確認された日の翌日から2週間を経過した後、全サークル構成員が次のいずれにも当てはまらないことが確認された場合、集団を形成する活動を再開することができる。（大学公認のサークル代表者は、再開について学務部学生支援課に相談すること。）

- 1) 新型コロナウイルスに感染したことが明らかである者
- 2) 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 3) 上記以外の場合で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合（4日以上続く場合、また、症状には個人差があるので、強い症状と思う場合。解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様。）
- 4) その他、医療機関等からの指示により出校停止が適当と認められる者

(留意事項)

- ①集団を形成するサークル活動の再開は、サークル内の状況を確認してから行ってください。
- ②大学公認サークルは、学生支援課に相談を行った上で、活動再開の判断を行ってください。
- ③集団を形成するサークル活動再開時に、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある者は、その症状が完治するまでサークル活動を自粛してください。
- ④サークル活動再開後も「手洗い」「うがい」等の感染予防対策を励行し、感染予防対策に努めてください。

**3. サークルに所属する学生の感染が確認された場合、当該団体以外の活動も一旦停止したうえで、所属学生の健康状況を確認することとします。
なお、その後の対応については、当該感染の状況に照らし、判断します。**

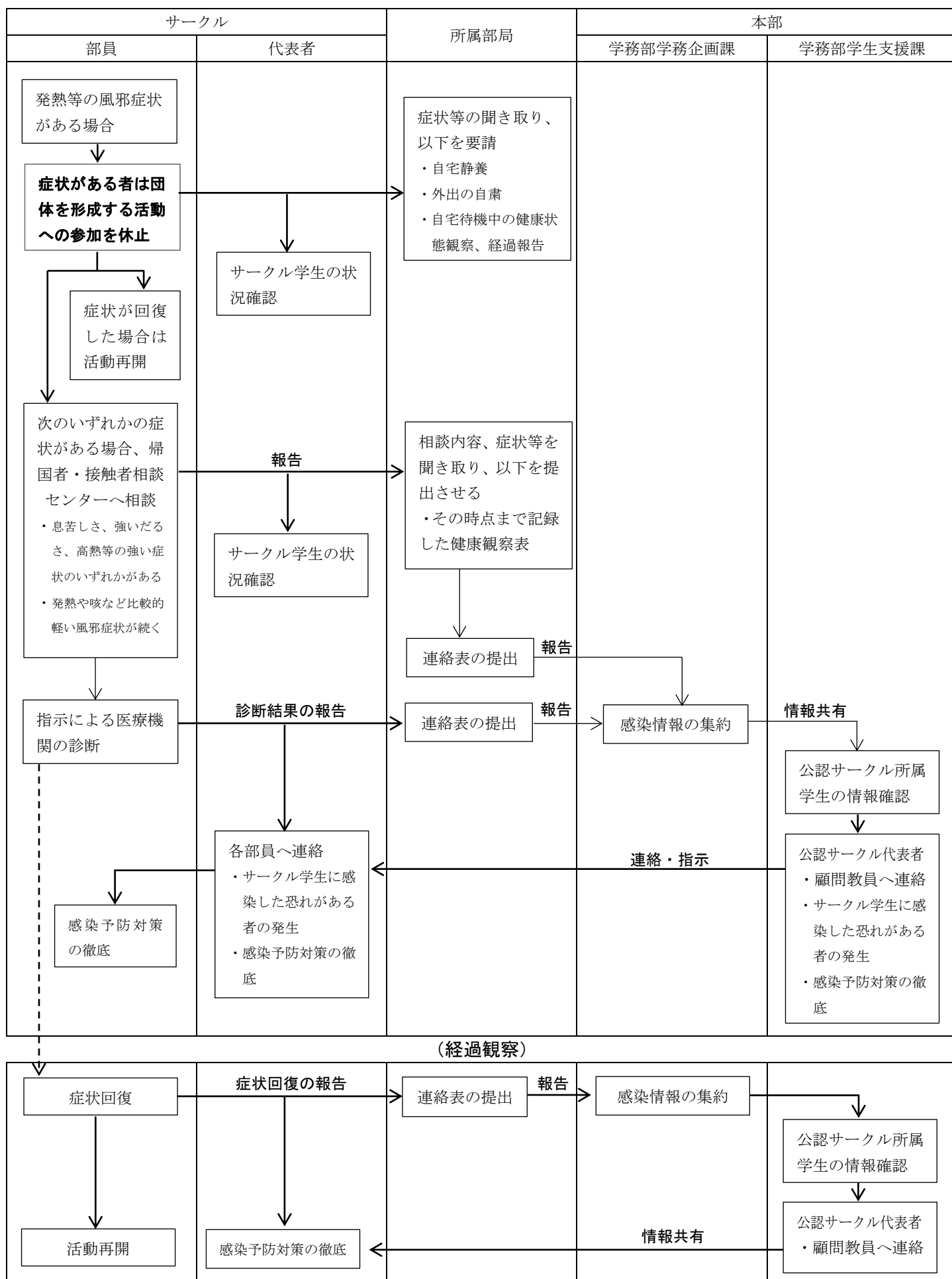
連絡先

学務部学生支援課課外活動支援係

TEL : 092-802-5966

E-mail : gaggakusei@jimu.kyushu-u.ac.jp

1. サークル学生が新型コロナウイルスに感染した恐れがある場合の対応の流れ図



2. サークル学生が新型コロナウイルスに感染した場合又は新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者として特定された場合の対応の流れ図

